

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号及び業務の名称

7 環保第186号

3500 ジェネティックアナライザー保守点検業務委託

(2) 仕様

別添「3500 ジェネティックアナライザー保守点検業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県環境保健研究センター

(5) 入札の場所及び期日等

ア 場所 長崎県環境保健研究センター 1階 研修室

イ 期日 令和8年3月3日（火曜日）11時開始

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

ウ 電送及び郵送による入札は認めない。

エ 開札は、入札に参加する者又はその代理人の立会いのもと行う。

オ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札が無かった場合、直ちに再度入札を行う。

カ 入札執行回数は、3回を限度とする。

キ 最低制限価格は設定しない。

【注意事項】

入札執行回数は3回を限度とするが、2回目以降の入札金額についても入札室から退出しての本社等との協議はできないので、3回までの金額についても委任を受けておくこと。

なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退出できないので、あらかじめ了解のこと。

(6) 質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、別添の質問書により、ファクシミリ又はEメールのいずれかにて下記期限までに提出すること。その場合は必ず着信の確認を行うこと。

なお、回答は令和8年2月13日（金曜日）までに長崎県環境保健研究センターのホームページに掲載する。

（提出期限）令和8年2月10日（火曜日）17時まで

（ファクシミリ）0957-48-7570

（Eメール）s16015@pref.nagasaki.lg.jp

（長崎県環境保健研究センターのホームページ）<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kankyo-c/>

(7) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができない。
- エ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要であること。代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にすること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、業務の名称を記入し、提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県環境保健研究センター所長 斎宮 広知 宛として下さい。
- ・入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用して下さい。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

（ア）入札保証金は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の 100 分の 5 以上の金額を入札日の前日までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県環境保健研究センター所長を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間ににおいて、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

（イ）入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証保険証書は提出時に内容を確認するので、入札書とは同封しないで下さい。

- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとして下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

- (ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- (イ) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ・保険会社との間に長崎県環境保健研究センター所長を被保険者とする履行保証保険を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・入札日の前日から前々年度までの間ににおいて、本県若しくは他の地方公共団体又は、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は契約金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満 1,000万円以上
- c 1,000万円未満

- (ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(9) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10) 入札の無効

一般競争入札の実施(公告)「12 入札の無効」による。

(11) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間ににおいて、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間ににおいて、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(12) 契約書の作成等

- ア 落札した日から5日(県の休日除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(13) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 本業務に関する令和8年2月4日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- エ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局等

（住所）〒856-0026 長崎県大村市池田二丁目 1306 番地 11
（名称）長崎県環境保健研究センター 総務課
（電話）0957-48-7560

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法

ア 申請時期は、この入札に関する告示の日から令和8年2月18日（水曜日）までの間（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒856-0026 長崎県大村市池田二丁目 1306 番地 11
（名称）長崎県環境保健研究センター 総務課
（電話）0957-48-7560
（ファクシミリ）0957-48-7570
（Eメール）s16015@pref.nagasaki.lg.jp